

児童手当制度が令和6年10月分から一部改正されます。

1. 制度改正の内容

	現行制度 ～令和6年9月分(10月支給)～	変更後 令和6年10月分(12月支給)～
支給対象児童	中学校修了前まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	高校生年代まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
支給金額	3歳未満 一律 15,000円 3歳～小学生 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律 10,000円	3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
所得制限	所得制限限度額以上 一律 5,000円 所得上限限度額以上 支給なし	所得制限を撤廃
支払時期	年3回(2・6・10月)	年6回(2・4・6・8・10・12月)
多子加算 (第3子以降)の 算定対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童および親等に経済的負担がある18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟等

2. 新たに申請が必要な場合

新たに申請が必要な場合	必要な提出書類
①高校生年代の児童のみを養育している場合	児童手当認定請求書
②令和4年から令和6年の間に、所得上限限度額超過により、児童手当等の支給がなくなった場合	▶ 状況によって、別様式の提出が必要となる場合があります。
③現在、児童手当等を受給している方で、多子加算の算定児童として登録されていない高校生年代の児童を養育している場合 ※詳しくは同封の制度改正についてのお知らせを確認してください。	額改定認定請求書
④1人以上の兄弟等(H14.4.2～H18.4.1生)と手当対象児童(H18.4.2～)を含めて3人以上養育している場合	監護相当・生計費の負担についての確認書

※児童の父母等のうち生計の主宰者(所得の高い方)が玉城町に住民票がある場合に申請してください(住民票がある自治体からの支給となります)。

※生計の主宰者(所得の高い方)が公務員の場合は、職場からの支給となりますので、職場の給与担当部署へ確認してください。

※児童が児童養護施設等に入所の場合は、原則として施設の設置者へ支給のため、申請は不要です。

裏面に続きます

3. 申請に必要な書類等

申請には以下の書類等が必要です。

○児童手当認定請求書

- ・請求者のマイナンバーを証明する書類(マイナンバーカード、個人番号記載の住民票の写し又は通知カードのいずれか)
※ただし、通知カードは、カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限りです。
 - ・配偶者の個人番号が分かるもの
 - ・請求者名義の通帳、ネットバンキングの画面のコピー等
※請求者以外の名義の口座はご指定できません。
 - ・請求者の健康保険証のコピー
 - ・来庁する人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ★以下の状況の場合は、「児童手当認定請求書」にあわせて別様式の提出が必要です。
- ・請求者と児童の住所が別のとき「別居監護申立書」
 - ・養育している児童が実子以外(孫、甥や姪など)のとき「監護・生計関係申立書」
 - ・請求者が未成年後見人のとき「児童手当の受給資格に係る申立書(未成年後見人)」
 - ・請求者が父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)のとき「父母指定者指定届」
 - ・離婚協議中により配偶者と別居しているとき「児童手当の受給資格に係る申立書(同居父母)」

○額改定認定請求書

- ・来庁する人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

○監護相当・生計費の負担についての確認書

- ・親等の経済的負担がある18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある兄弟等(H14.4.2～H18.4.1生)の個人番号が分かるもの
- ・来庁する人の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

4. 申請の提出期限について

提出期限	令和6年10月31日(木)まで
最終提出期限	令和7年3月31日(月)まで
提出方法	玉城町役場保健福祉課 ⑤番窓口

※提出期限までに「児童手当認定請求書」の提出がない場合は、12月支給(10・11月分)はありません(最終提出期限までに提出のあった場合は、令和7年1月以降に支給となります)。また、「監護相当・生計費の負担についての確認書」および「額改定認定請求書」の提出がない場合については、制度改正前の対象児童のみの手当となります。

※最終提出期限を過ぎた場合は、**令和6年10月分から遡って手当を受けることができません。**この場合は、**申請した月の翌月分からの手当となりますのでご注意ください。**

※児童手当の制度改正に伴い、支払月ごとの支払通知書の送付は、12月支給分から送付がなくなります。毎年10月にお届けしている支払予定通知書は、継続し送付する予定です。大切に保管いただくようお願いいたします。なお、**令和6年度の支払予定通知書は制度改正後の12月上旬を目途に発送予定です。**

問合せ先 〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114番地2
玉城町役場保健福祉課 TEL 0596-58-8203